

# 資料提供

(県政・湖東同時)

提供年月日： 令和3年(2021年)1月25日

部局名： 総合企画部

所属名： 消費生活センター

担当者名： 西村

電話： 0749-27-2234

E-mail： [cd30@pref.shiga.lg.jp](mailto:cd30@pref.shiga.lg.jp)

---

## 「もうけ話・副業トラブル110番」の実施結果について

消費者被害の回復と消費者への注意喚起を行うことを目的に「もうけ話・副業トラブル110番」を実施しましたので、その結果を報告します。

1. 実施主体 滋賀県消費生活センター
  2. 対象 副業サイト、投資、情報商材、マルチ商法（ネットワークビジネス）、預託商法など、もうけ話や副業に関する相談
  3. 受付期間 令和2年12月1日（火）から12月15日（火）まで（日曜除く）
  4. 実施結果
    - (1) 受付件数 9件
    - (2) 件数内訳
      - ア 契約当事者性別 男性：7件、女性：2件
      - イ 契約当事者年代 20歳代：7件、40歳代：1件、50歳代：1件
      - ウ 種類別 副業サイト：3件、投資：2件、情報商材：1件、  
(重複あり) マルチ商法：4件、その他：2件
      - エ 契約金額
        - 平均契約金額：1,151,016円
        - 金額帯別件数：10万円未満：1件、10～100万円未満：2件、100～500万円未満：2件、未契約・不明：4件
- なお、代金等を支払済の5件のうち、クレジットカードで支払ったものが3件、消費者金融で借入して支払ったものが1件ありました。

### (3) 主な相談事例

#### 【事例1】

SNSでもうけ話に興味を持ち、勧誘者からもうけるために必要だというコンテンツを

勧められて購入した。マルチ商法的な内容だと知り解約を申し出たが、ひきとめられ説得された。SNSで新規会員を勧誘したがうまくいかず、もうからないので解約したい。(40代男性)

#### 【事例2】

SNSで知り合った人からFX投資の話聞き、お金を預ければ投資して増やすと言われたので、100万円預けたら160万円に増えて戻ってきた。相手を信用して400万円預けたが、その後連絡が取れなくなった。(20代男性)

#### 【事例3】

「高所得者とメールするだけで簡単に収入が得られる」という副業サイトで、個人情報を入力し複数の男性とメールをした。報酬を支払う際の個人情報交換のために必要だという会員登録料を払ったが、さらにお金が必要だと言われ、高額な費用をクレジットカードで決済してしまった。手続きが完了しないので返金してほしい。(20代女性)

#### 【事例4】

友人から食事に誘われ出かけると、同席した別の男性から暗号資産の投資を勧誘された。5人勧誘するとさらにもうかると言われ、消費者金融で借金をして契約した。もうかると思ったので会社も辞めてしまったが、家族に反対されたので解約したい。(20代男性)

### 5. 消費者へのアドバイス

●簡単にもうかるようないい話はありません。SNS上の話はもちろん、友人や先輩の話をものみにして安易に飛びつかないようにしましょう。

●メールのやりとり等の作業で報酬が払われたり、知らない人からお金が譲られることはありません。また、副業サイトに登録すると大量のメールが届き、誘導されてメール本文のURLをクリックし、知らない間に他サイトに登録してしまうこともあります。甘い言葉にだまされず、安易に連絡をとるのはやめましょう。

●暗号資産に関連付けた投資は、その実態や内容を確認することが難しいため、投資の実態や内容がわからない場合や、リスクが十分に理解できなければ取引しないようにしましょう。また、登録業者であるかを金融庁ウェブサイト等で必ず確認しましょう。

●「お金がない」と断っても、「すぐに元は取れる」「借金すればよい。」と言われることがあります。クレジットカードの高額決済や借金をしてまで契約しても、利益が上げられずに返済できない場合が多くあります。断るときは「お金がない」ではなく、「契約はしない」とはっきり伝えましょう。